

民間規格の改定等について

日電規委 2020 第 0042 号
令和 3 年 3 月 30 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、民間規格の改定等について、令和 3 年 3 月の委員会で評価しましたこととお知らせいたします。本件についてご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「低高圧架空引込線と植物との離隔距離」の改定について
- (2) 「耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法」の確認について
- (3) 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の確認について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 低高圧架空引込線と植物との離隔距離 (JESC E2006) の改定について

a. 民間規格等作成機関

配電専門部会 (事務局: 一般社団法人日本電気協会 技術部)

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

本規格は、低高圧架空引込線と植物との離隔において使用する耐摩耗性の防護具、電線に関する性能を規定した民間規格です。

本規格は、電気設備の技術基準の解釈 (以下、「電技解釈」という。) 第 79 条を準用した内容で、今回の民間規格等作成機関による規格改定を踏まえ、国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系 (以下、「民間規格のリスト化」という。) の要請を国へ行うため、規格の技術評価を実施しました。(技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/publiccomment.html> に掲載。)

今後、民間規格のリスト化に当たり、電技解釈の改正と本規格との関連付けについて国に要請を行うものです。

- (2) 耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法 (JESC E2020) の確認について

a. 民間規格等作成機関

配電専門部会 (事務局: 一般社団法人日本電気協会 技術部)

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

本規格は、植物との接近で高圧、35kV 以下特別高圧の架空ケーブルを防護するケーブル防護具の性能を規定した民間規格です。

本規格は、既に電技解釈第 79 条及び第 106 条に引用されておりますが、今回の民間規格等作成機関による定期確認を踏まえ、民間規格のリスト化の要請を国へ行うため、規格の技術評価を実施しました。(技術評価書は (1) の案件と同じアドレスに掲載。)

今後、民間規格のリスト化に当たり、電技解釈の改正と本規格との関連付けについて国に要請を行うものです。

- (3) 臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離 (JESC E2021) の確認について

a. 民間規格等作成機関

配電専門部会 (事務局: 一般社団法人日本電気協会 技術部)

b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等

本規格は、低圧、高圧、35kV 以下特別高圧の架空電線を防護具に収めた臨時電線路の施設について規定した民間規格です。

本規格は、既に電技解釈第 133 条に引用されておりますが、今回の民間規格等作成機関による定期確認を踏まえ、民間規格のリスト化の要請を国へ行うため、規格の技術評価を実施しました。(技術評価書は (1) の案件と同じアドレスに掲載。)

今後、民間規格のリスト化に当たり、電技解釈の改正と本規格との関連付けについて国に要請を行うものです。

3. 規格の発行予定

令和 3 年 5 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送代については実費のご負担をお願いいたします。

(問い合わせ先・意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局 (一般社団法人日本電気協会 電気規格室)

住所: 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電話: 03-6629-9197 ファックス: 03-3216-3997

電子メール: 委員会の HP (<https://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日: 令和 3 年 3 月 30 日 (火)

受付終了日: 令和 3 年 4 月 28 日 (水)

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先 (住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス) を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考: 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。